

議案第13号

城陽市監査委員条例の一部改正について

城陽市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

(2024年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市監査委員条例の一部を改正する条例

城陽市監査委員条例（昭和39年城陽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(監査)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第75条第1項の監査の請求があつたとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の監査の要求があつたとき又は法第243条の2の2第3項の規定による監査の求めがあつたときは、60日以内に監査しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(監査)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第75条第1項の監査の請求があつたとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の<u>規定による</u>監査の要求があつたとき、又は法第243条の2の8第3項の規定による監査の求めがあつたときは、60日以内に監査しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市監査委員条例（昭和39年城陽市条例第4号）について所要の改正を行いたいので、同法第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略